

第1 審査会の結論

徳島県知事が、本件審査請求の対象となった公文書のうち、後述の請求事項1及び請求事項2に係る公文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは、妥当である。

また、徳島県知事が、後述の請求事項3、請求事項4及び請求事項5に係る公文書について、公開請求を拒否したことは、結論において妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本庁統理）からの指適要綱伺い報告書類含む）過去5年間 県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む 東部県税局、総務課、税務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対し、宗教法人〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部、国税庁、宮内庁及び神社本庁統理からの指摘要綱（伺い及び報告書類を含む。過去5年間分）並びに県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更に関する公文書を特定し、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号の非公開情報を公開することとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第11条に該当するとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年10月3日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来出すべき書類、県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の内容について

本件請求の「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本庁ウ統理）からの指適要項伺い報告書類含む）（過去5年間）県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む」公文書について、処分庁は、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号の非公開情報を公開することとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第11条の規定により、本件決定を行ったものである。

2 本件処分理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「本来出すべき書類県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と、公開を求めている。

当該公開請求の対象法人は宗教法人である。地方税法において、収益事業を行わない宗教法人については、同法第25条第1項第2号の規定により都道府県民税均等割が、同法第25条第2項の規定により道府県民税法人税割が、同法第72条の5第1項第2号の規定により法人事業税がそれぞれ非課税となる。また、収益事業の範囲については、地方税法施行令第7条の4及び第15条において法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとするとの規定がある。

これらのことから、宗教法人については、収益事業を行う場合に限り、都道府県民税、事業税の確定申告義務が生じることとなり、宗教法人が活動しているからといって必ずしも申告があるわけではなく、当該申告書の存否を答えること自体が当該法人の「収益事業の有無」を明らかにすることと同様の結果を生じるものである。

そして、宗教法人の収益事業の有無については、当該法人にとって一般に公開されることのない運営や財務上の機微な内部情報であり、公開することにより、当該法人の社会的活動の自由又は社会的評価を害するおそれがあるため、条例第8条第2号の非公開情報に該当する。そのため、処分庁の東部県税局は、条例第11条で規定される存否応答拒否により、公開請求を拒否したものである。

以上のとおり、本件処分は、条例に従って適切に行われており、公開すべきものはない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年10月3日	諮問
令和7年5月28日 第1部会（第23回）	審議
同年 6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	審議
同年 8月26日 第1部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書の特定について

(1) 本件請求について

本件請求は、宗教法人〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部（以下「請求事項1」という。）、②国税庁からの指摘要綱、③宮内庁からの指摘要綱及び④神社本庁統理からの指摘要綱（②③④は、それぞれ伺い及び報告書類を含む過去5年間分。以下それぞれ「請求事項2」、「請求事項3」及び「請求事項4」という。）並びに⑤県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更に係る公文書（以下「請求事項5」という。）のうち、東部県税局において保有するものの公開を求めるものである。

(2) 実施機関による本件請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書については、宗教法人〇〇神社に関する請求事項1から請求事項5までの公文書を特定し、本件処分を行っている。

審査請求人は、宗教法人〇〇神社から提出された事務所備付け書類に記載している書類に不足がある旨主張している。この主張は、請求事項1についてのものであり、実施機関が行った公文書の特定を前提としたものであるから、公文書の特定には争いがないものとして、実施機関が存否を明らかにせず本件請求を拒否したことの妥当性について以下検討する。

2 実施機関が存否を明らかにせず本件請求を拒否したことについて

(1) 請求事項1について

県税の賦課徴収に係る知事の権限が県税局等の長に委任されている（県税条例第

4 条第 1 項) から、〇〇市に主たる事務所を置く宗教法人〇〇神社の県税の賦課徴収に関する書類は、東部県税局長に対して提出すべきことになる(県税条例第 11 条第 2 項)。

収益事業を行わない宗教法人については、地方税法第 25 条第 1 項第 2 号の規定により都道府県民税均等割が、同条第 2 項の規定により道府県民税法人税割が、同法第 72 条の 5 第 1 項第 2 号の規定により法人の事業税がそれぞれ非課税となるから、道府県民税及び法人の事業税の申告書は提出されないこととなる。

そうすると、特定の宗教法人の道府県民税及び法人の事業税の申告書の存否を答えること自体が、当該宗教法人が収益事業を行っているか否かを明らかにすることと同様の結果を生じるものである。

そして、宗教法人が収益事業を行っていることは、運営や財務に関する内部管理情報であり、当該宗教法人の意思にかかわらず公開することにより、当該宗教法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるから、条例第 8 条第 2 号の非公開情報に該当する。

したがって、請求事項 1 に係る公文書について、宗教法人〇〇神社から東部県税局長に提出された県民税及び法人の事業税の申告書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 請求事項 2 について

道府県税のうち課税標準が国税準拠とされている法人県民税法人税割及び法人事業税所得割については、税務署において法人税の更正・決定が行われた場合、当該更正・決定に基づいて、法人県民税法人税割及び法人事業税所得割の更正・決定を行うこととされている(地方税法第 63 条第 2 項)。したがって、請求事項 2 については、東部県税局が国税庁から宗教法人に対する県税の賦課徴収に係る公文書を取得する可能性がないとは言えない。

しかし、当該公文書の存在は、当該宗教法人が収益事業を営むことを示すものであり、当該公文書の存否を答えること自体が、当該宗教法人が収益事業を行っているか否かを明らかにすることと同様の結果を生じるものである。

したがって、請求事項 2 に係る公文書についても、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否すべきである。

(3) 請求事項 3 について

宮内庁は、皇室関係の国家事務及び天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどっており(宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 1 条第 2 項)、宗教法人〇〇神社について東部県税局とやり取りをすることは、通常は考えられない。

そうすると、実施機関は、東部県税局において請求事項 3 に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないことは明らかであり、当該公文書の存否を答えても、条例第 8 条第 2 号の非公開情報を公開することとなるとは認められない。

そして、実施機関が、東部県税局において請求事項 3 に係る公文書を保有していないことは、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、実施機関は、本来は公開請求に係る公文書を保有していないとして、公開請求を拒否すべきところ、条例第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したものであるが、請求事項3に係る公文書の不存在は明らかであるから、原処分を取り消して、改めて当該公文書を保有していないことを理由とする処分をする意義は、もはやないものと考えられる。

(4) 請求事項4について

神社本庁は全国の神社を包括する宗教法人であるが、宗教法人〇〇神社とは別個の法人であるから、神社本庁は宗教法人〇〇神社に係る県税の賦課徴収に関与しておらず、東部県税局と神社本庁との間でやり取りを行うことは、通常は考えられない。

そうすると、実施機関は、東部県税局において請求事項4に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないことは明らかであり、当該公文書の存否を答えても、条例第8条第2号の非公開情報を公開することとなるとは認められない。

そして、実施機関が、東部県税局において請求事項4に係る公文書を保有していないことは、条例第7条第2号に該当する。

したがって、実施機関は、本来は公開請求に係る公文書を保有していないとして、公開請求を拒否すべきところ、条例第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したものであるが、請求事項4に係る公文書の不存在は明らかであるから、原処分を取り消して、改めて当該公文書を保有していないことを理由とする処分をする意義は、(3)と同様に、もはやないものと考えられる。

(5) 請求事項5について

請求事項5については、県報に登載する告示、公告及び公表の事務は、実施機関の部等において行われており、東部県税局においては行われていないことは、実施機関の組織・権限に関する規程等からも相違ないものと認められる。

そうすると、実施機関は、東部県税局において請求事項5に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないことは明らかであり、当該公文書の存否を答えても、条例第8条第2号の非公開情報を公開することとなるとは認められない。

そして、実施機関が、東部県税局において請求事項5に係る公文書を保有していないことは、条例第7条第2号に該当する。

したがって、実施機関は、本来は公開請求に係る公文書を保有していないとして、公開請求を拒否すべきところ、条例第11条の規定により公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したものであるが、請求事項5に係る公文書の不存在は明らかであるから、原処分を取り消して、改めて当該公文書を保有していないことを理由とする処分をする意義は、(3)及び(4)と同様に、もはやないものと考えられる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	